

騎手送迎用車両借上業務単価契約書（案）

埼玉県浦和競馬組合（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）は、騎手送迎用車両の借り上げに関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、浦和競馬を公正かつ確実に開催することを目的とし、騎手送迎に要する車両を借り上げ、甲の事業に係る騎手送迎業務を乙に委嘱し、乙は、これを受託するものとする。

（契約の内容）

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、次に定める経路を甲の定めた時刻に運行し、甲の指定する利用者を送迎するものとする。

経路	契約単価	うち消費税及び地方消費税額
経路		
経路		

2 前項の契約単価は、本契約時の税率に基づき計算された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ金額であり、契約期間中に税率の改定その他の理由により消費税等の算出方法に変更が生じた場合には、以降の消費税等相当額は変更後の算出方法により再計算するものとする。

（代金の支払い）

第3条 乙は、甲が行う競馬開催ごとに、第2条第1項の金額に業務を行った台数を乗じた金額を請求し、甲は正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の規定による代金の支払いが遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和6年4月15日から令和7年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 年間予定額100分の10以上の金額

または埼玉県浦和競馬組合の財務規則第62条第2項第3号に基づき免除する。

（暴力団等反社会的勢力の排除）

第6条 乙は、自己が反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないことを表明し、現在及び将来において

次の事項に該当することを保証する。

- (1) 役員等（役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含む。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者（以下「暴力団関係者」という。）がないこと。
- (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下これら三者を「暴力団等」と総称する。）が経営に関与していないこと。
- (3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資など便益を受けていないこと。
- (4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給など便益を供与していないこと。
- (5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を一切有していないこと。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約をしていないこと。

2 甲は、乙につき前項の規定に反すると疑う事実のあるときは、乙に対し当該事項に関する報告を求めることができ、乙は、当該報告を求められた場合、甲の指定する期間内に、甲に報告書を提出しなければならない。

甲は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、即時この契約を解除し、解除によって生じた損害の賠償を乙に請求することができる。

- (1) 乙が第1項の保証に反し、又は反すると疑うに足りる相当の理由があるとき。
- (2) 乙が前項の規定に反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

（協議による契約の解除等）

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

2 甲は、乙が次の各号に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責任に帰すべき事由により、本契約の履行の見込みがないと認められたとき。
- (2) 乙が本契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙が正当な事由に基づき、この契約を解除したとき。

3 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲は、その責めを負わないものとする。

（業務の遂行）

第8条 目的遂行のため、乙は甲の指定する台数の車両を指定する時刻及び場所に配車するとともに、甲の指定する時間内に甲の指定する目的地まで移送するよう努めるものとする。

（安全の確保）

第9条 乙は、この契約により送迎する利用者に対して、その安全確保に万全の注意を払うとともに必要な措置を講じるものとする。

(事故の責任)

第10条 乙は、この契約に係る業務の履行中における自らの責任に基づく交通事故等については、乙の責任において処理するものとし、その内容等を速やかに甲及び関係者に報告するものとする。

なお、事故または車両故障のため、運行不能になった場合は、誠意をもって代車を供給するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、この契約を遂行するために知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(きゅう舎関係者の不適切事案に関する報告義務)

第13条 乙は調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員における競馬法又はその他法令等違反行為に関する情報を取得した場合は甲が設置する報告窓口（競走業務課長：048-881-1809）に速やかに報告するものとする。

2 乙は取得した情報の取扱には十分に留意し第三者に漏らしてはならない。

(契約条項の変更)

第14条 この契約期間中に社会情勢や経済状況に著しい変動があった場合は、甲、乙協議の上、契約条項の一部を変更することができるものとする。

(定めのない事項)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和6年4月 日

埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号
甲 埼玉県浦和競馬組合

管 理 者 大 野 元 裕

乙